

件名

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後

目次

「第一章～第八章 略」

第八章の二 CVAリスク

「第一節～第三節 略」

第四節 簡便法（第二百七十条の五・第二百七十条の六）

「第八章の三～第十一章 略」

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一～七十六 略」

七十六の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他
の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポート形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する信用金庫又は信用金庫連合会の信用リスクの変動に係るものを除く。

「七十六の三～百十二 略」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第八条の四 「略」

「2～4 略」

改 正 前

目次

「第一章～第八章 同上」

第八章の二 「同上」

「第一節～第三節 同上」

第四節 簡便法（第二百七十条の五）

「第八章の三～第十一章 同上」

附則

（定義）

第一条 「同上」

「一～七十六 同上」

七十六の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他
の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポート形式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する信用金庫又は信用金庫連合会の信用リスクの変動に係るものもを除く。

「七十六の三～百十二 同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第八条の四 「同上」

「2～4 同上」

5 前三項の規定は、信用金庫又は特定取引勘定設置信用金庫

連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等（規則第百七条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章までにおいて「特定取引等商品」という。）」とあり、及び前二項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第八条の五 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届けた場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第十六条の四 「略」

〔2～4 略〕

5 前三項の規定は、信用金庫又は特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘定に商品を

5 第二項及び第三項の規定は、信用金庫又は特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等（規則第百七条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に

特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章までにおいて「特定取引等商品」という。）」とあり、及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第八条の五 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第十六条の四 「同上」

〔2～4 同上〕

5 第二項及び第三項の規定は、信用金庫又は特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘

分類する場合について準用する。この場合において、これら
の規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘
定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している
商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

(バンキング勘定への分類基準)

第十六条の五 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場
合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資
産又は負債として保有している商品並びに同項において準用
する同条第三項）の規定によりトレーディング勘定に分類す
ることとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的
で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出
た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

第十九条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」と
は、金融市场における信用の供与が過剰な場合に、将来の景
気の変動によつて生ずるおそれのある損失の吸収のため資本
を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計し
て得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これ
を切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に
指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン
向けエクスポート・ジャパン及び金融機関等向けエクスポート・
ジャ

定に商品を分類する場合について準用する。この場合におい
て、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「
商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債とし
て保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 同上〕

(バンキング勘定への分類基準)

第十六条の五 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用
する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類
することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目
的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け
出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

第十九条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に
指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン
向けエクスポート・ジャパン及び金融機関等向けエクスポート・
ジャ

一に係る信用リスク・アセツトの額並びにCVAリスク相当額を除く。次号及び第三十一条の二第四項各号において同じ。」の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（ソブリン向けエクスポート・リスクリスク）に対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用金庫にあつては、第二百九十三条第一項各号に掲げるリスク・カタゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。次号及び第三十一条の二第四項各号において同じ。」の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセツトの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5

〔略〕

(トレーディング勘定への分類基準等)

第二十八条の三 〔略〕

〔2～4 略〕

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商

一に係る信用リスク・アセツトの額を除く。」の合計額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率

5

〔同上〕

(トレーディング勘定への分類基準等)

第二十八条の三 〔同上〕

〔2～4 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

(トレーディング勘定への分類基準等)

第二十八条の三 〔同上〕

〔2～4 同上〕

〔同上〕

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券

品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

(バンキング勘定への分類基準)

第二十八条の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

第三十一条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファーア率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によつて生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零・パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比

勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 同上〕

(バンキング勘定への分類基準)

第二十八条の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

第三十一条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 零・パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポート・リジヤー及び金融機関等向けエクスポート・リジヤーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち本邦に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比

率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率
「略」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第三十九条の三 「略」

〔2～4 略〕

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第三十九条の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的

ることとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的

比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポート・アセント及び金融機関等向けエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち当該国又は地域に係るもの当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率
「同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第三十九条の三 「同上」

〔2～4 同上〕

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第三十九条の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンкиング勘定に分類することができる。

3 「略」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第七十条の五 「略」

「略」

「略」

3 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

5 「略」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるの

3 「同上」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第七十条の五 「同上」

「同上」

3 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

5 「同上」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるの

は「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔略〕

7 6 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポート・ジャーナーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相

7 6 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポート・ジャーナーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相

当額)」と読み替えるのが宜やう。

[∞～10 監]

(σ A—C C R)

第七十四条 [監]

〔監〕

3 前項のボラティリティ調整率 (H) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に付る算式を用いて算出する。

1 マーベル・アグリーメントを選擇した場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H₁₀は、第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率(次号において同じ。)

N_Rは、ネットディング・セットに含まれる取引の残存期間(当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

当額)」と読み替えるのが宜やう。

[∞～10 回上]

(σ A—C C R)

第七十四条 [回上]

〔回上〕

〔回上〕

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

N_Sは、ネットディング・セット(以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)

H₁₀は、第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率(次号において同じ。)

T_Mは、第九十八条第二項第一号に定める最低保有期間

1 [監]

[4～16 節]

17 湿原の賃貸ビル等の取扱い額を算出する場合に用いられる。
RC は、次の計算式で算出される。

$$RC = \max[\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)] - \max[C_{MA}, 0]$$

$$+ \max[\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)] - \min[C_{MA}, 0], 0]$$

$$C_{MA} = C_{MA, collect} \times (1 - H_{CMA, collect} - H_{fxMA, collect})$$

$$- C_{MA, post} \times (1 + H_{CMA, post} + H_{fxMA, post})$$

NS は、ネットティング・セット（以下この項及び次項において同じ。）

MA は、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、NS に含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA, collect}$ は、MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{CMA, collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率
 $H_{fxMA, collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$C_{MA, post}$ は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

[4～6 図4]

17 [図4]

$$RC = \max[\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)] - \max[C_{MA}, 0]$$

$$+ \max[\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)] - \min[C_{MA}, 0], 0]$$

$$C_{MA} = C_{MA, collect} \times (1 - H_{CMA, collect} - H_{fxMA, collect})$$

$$- C_{MA, post} \times (1 + H_{CMA, post} + H_{fxMA, post})$$

MA は、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、NS に含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA, collect}$ は、MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{CMA, collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率
 $H_{fxMA, collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$C_{MA, post}$ は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

とし、リボルビング型エクスポートに該当しない場合にあっては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔459 略〕

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十六条条 「略」

〔255 略〕

6 前項の規定により保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポートの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポートの一の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号に掲げるエクスポート以外のエクスポート
一 前項の第三者を当該エクスポートを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行ふものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第二項各号）に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス

を、リボルビング型エクスポートに該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔459 同上〕

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)

第一百六十六条条 「同上」

〔255 同上〕

6 「同上」

〔一・二 同上〕

三 前二号に掲げるエクスポート以外のエクスポート
一 前項の第三者を当該エクスポートを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行ふものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十条の二第一項各号）に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス

ス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一
・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品
取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)
「と読み替えるものとする。

〔略〕

8 7

前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクス
ボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの
総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき
信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産
等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエ
クスボージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成に
おける次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスボージ
ヤーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出する
ものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号に掲げるエクスボージャー以外のエクスボージャ
ー 当該内部格付手法採用金庫を当該エクスボージャーを
直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条
第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額
の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除
く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」
とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十
条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする
派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バラ
ンス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に
一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商
品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額
）」と読み替えるものとする。

ス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一
・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品
取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)
「と読み替えるものとする。

〔同上〕

8 7

〔一・二 同上〕

三 前二号に掲げるエクスボージャー以外のエクスボージャ
ー 当該内部格付手法採用金庫を当該エクスボージャーを
直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第四十二条
第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額
の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除
く。）の合計額をいう」と、同項第一号中「与信相当額」
とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百七十
条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする
派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バラ
ンス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に
一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商
品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額
）」と読み替えるものとする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー)

第一百七十八条の四の三 「略」

2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十一条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額（第二条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、第十一条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあつては同条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。）を上回る部分に關するエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 「略」

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百四十二条 「略」

3 2 「略」

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

「一～四 略」

五 エクスボージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー)

第一百七十八条の四の三 「同上」

2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第一百五十一条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に關するエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 「同上」

(エクスボージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百四十二条 「同上」

3 2 「同上」

「一～四 同上」

五 エクスボージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場

合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われるものとする。

〔4・5 略〕

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「略」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は信用金庫又は信用金庫連合会の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

〔一・三 略〕

(マージン・アグリーメント)

第二百七十三条の四の三十五 「略」

2 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポートヤーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 エクスポートヤーの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに掲げるリスクのマージン期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクス

ポートヤーに係るリスクのマージン期間 四十 N 営業日
(Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基

合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行うものとする。

〔4・5 同上〕

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の四の三十五 「同上」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は信用金庫又は信用金庫連合会の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

〔一・三 同上〕

(マージン・アグリーメント)

第二百七十三条の四の三十五 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ レポ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーに係るリスクのマージン期間 四十 N 営業日
(Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基

づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められて
いる場合にあっては一とする。口において同じ。)

口 「略」

第二百七十条の六 削除

(中央清算機関連エクスポートの信用リスク・アセット
ト)

第二百七十条の七 第六章及び第七章の規定にかかわらず、次
の各号に掲げるエクスポートの信用リスク・アセットの
計算は、この章の定めるところによる。

〔一・二 略〕

三 信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場
合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポート
であつて、第二百七十条の二第二項第二号イ及びロに掲げ
る要件を満たすもの（次条において「直接清算参加者向け
トレード・エクスポート」という。）

（リスク・ファクターの特定）

第二百七十四条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次

に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれる
こと。この場合において、当該リスク・ファクターがトレ
ーディング・デスクのリスク管理モデルに含まれない場合
には、その理由を示すものとする。
〔二・十 略〕

（ファンドへの出資の取扱い）

められている場合にあっては一とする。口において同じ
。）

口 「同上」

〔条を加える。〕

(中央清算機関連エクスポートの信用リスク・アセット
ト)

第二百七十条の七 「同上」

〔一・二 同上〕

三 信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場
合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポート
であつて、第二百七十条の二第一項第二号に掲げる要件の
全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けト
レード・エクスポート」という。）

（リスク・ファクターの特定）

第二百七十四条 「同上」

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれる
こと。この場合において、当該リスク・ファクターがトレ
ーディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない
場合には、その理由を示すものとする。
〔二・十 同上〕

（ファンドへの出資の取扱い）

第二百八十四条の二　【略】

3 2
ファンドへのエクイティ出資が第八条の四第三項第二号、
第十六条の四第三項第二号、第二十八条の四第三項第二号又

は第三十九条の三第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は、次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一　【略】

二　ネット・ショート・ポジション　マーケット・リスク相
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに
百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する
方法

(カーベチャード・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相關)

第二百八十七条の二　【略】

4
〔2・3　略〕

4 第二百八十二条の三第五項及び前項の規定にかかるらず、
各リスク・クラスのカーベチャード・リスクにおいて、同一バ
ケット内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定に
より分類したバケットが第二百八十五条の三第一項第一号の
表中バケット番号¹⁶、第二百八十五条の四第一項第一号の
表中バケット番号¹⁶、第二百八十五条の五第一項第一号の
表中バケット番号²⁵又は第二百八十六条第一項第一号の表
中バケット番号¹¹に該当する場合には、次の算式によるも
のとする。

第二百八十四条の二　【同上】

3 2
【同上】

一　【同上】

二　ネット・ショート・ポジション　マーケット・リスク相
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに
百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除
する方法

(カーベチャード・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び
相關)

第二百八十七条の二　【同上】

4
〔2・3　同上〕

$$K_{b(other\ bucket)} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5
〔盤〕

(証券化商品 (CTP) に係るポートホールト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第一百九十一條の二一 〔盤〕

2 〔略〕

3 証券化商品 (CTP) に係るポートホールト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出する。

$$DRG_{CTP} = \max \left[\sum_b (\max[DRG_b, 0] + 0.5 \times \min[DRG_b, 0]), 0 \right]$$

DRG_b

$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |netJTD_i| \right)$$

$$HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Short} |netJTD_i|}$$

DRG_{CTP} は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

DRG_b は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

i は、バケット b に属する商品

RW_i は、商品 i に適用するリスク・ウェイ特

$HBR_{CTP,b}$ は、証券化商品 (CTP) のバケット b におけるヘッジ

$$K_{b(other\ bucket)} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

5
〔回上〕

(証券化商品 (CTP) に係るポートホールト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出)

第一百九十一條の二一 〔回上〕

2 〔回上〕

3 〔回上〕

$$DRG_{CTP} = \left[\sum_b (\max[DRG_b, 0] + 0.5 \times \min[DRG_b, 0]), 0 \right]$$

DRG_b

$$= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot |netJTD_i| \right)$$

$$HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Long} |netJTD_i|}$$

DRG_{CTP} は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

DRG_b は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額

i は、バケット b に属する商品

RW_i は、商品 i に適用するリスク・ウェイ特

$HBR_{CTP,b}$ は、証券化商品 (CTP) のバケット b におけるヘッジ

才に含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商品（CTP）のヘッジ効果の係数

効果の係数

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）

第三百二条の五 前各節の規定にかかるわらず、ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクは、第二百九十四条の二又は第二百九十四条の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

〔一・二 略〕
〔2
↳ 4 略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）
第三百二条の五 前各節までの規定にかかるわらず、ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百九十四条の二又は第二百九十四条の三に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

〔一・二 同上〕
〔2
↳ 4 同上〕

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準第十九条の二第四項各号及び第三十一条の二第四項各号並びに第七十四条第三項第一号の規定の適用については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。